

要望事項 4 中山間地域における農林業の維持発展に向けた新たな支援制度の構築等について

福島・茨城・栃木・群馬・新潟の北関東磐越五県は、米をはじめとした農林産物の主要な産地であり、大消費地への食料等の供給基地としての役割とともに、中山間地域が有する国土保全、水源かん養、景観形成、大気保全機能などの公益的機能の維持という大きな役割も果たしている。

平成12年度から開始された中山間地域等直接支払制度は、耕作放棄地の発生防止等、中山間地域における農業の維持に一定の効果があるものの、若者の就農を促進するまでには至らず、農業者の高齢化に歯止めをかけられないという課題がある。

このため、傾斜地が多く農地が小区画、不整形であるなど、生産条件が厳しいことから、規模拡大による所得確保が困難な中山間地域においては、農業を営むことで他産業並みの所得が確保され、後継者が安心して農業経営に取り組める新たな支援制度を、国が責任を持って構築すること。加えて、地域の特性に合わせた農業を実現するために現行制度の改善を図ることを要望する。

一方、林業については、戦後造林された人工林が本格的な収穫時期を迎えてきているものの、収益性が確保されず、林業生産活動の停滞が課題となっている。

このため、素材生産から木材利用に至る一体的な取組を加速させることで収益性を高めて、林業が再生できるよう、積極的かつ継続的な国の支援を要望する。

- 1 中山間地域等直接支払制度の中山間地域の有する多面的機能の発揮という観点に加え、社会政策的観点も含め、中心市街地へのアクセスや積雪量など社会・自然条件を踏まえた支援水準の設定等により、中山間地域における農業が継続できるよう十分な所得を確保するための公的なサポート（中山間地域維持のための新たな直接支払など）の拡充を図ること。
- 2 安定した財源の確保と合わせ、営農の継続と後継者の確保に向けて地域の実情に即して効果的な支援が行われる制度を構築すること。

- 3 中山間地域において地域の特性に合わせた農業を実現するため、強い農業づくり交付金の取組要件の更なる緩和など、収益性の高い園芸作物等に新たに取り組む場合の支援制度の充実を図ること。
- 4 遊休農地に対する固定資産税の課税強化については、農地中間管理機構を通じた農地集積等の誘導策として検討されているが、特に、中山間地域等の条件不利地域における遊休農地は、借り手を探すことが難しく、税負担のみ重くなることが懸念されることから、中山間地域の厳しい実態に配慮し、慎重に議論すること。
- 5 地域の実情を踏まえ、素材生産から木材加工・流通・利用までの一体的な取組が推進できるよう、森林整備加速化・林業再生交付金の継続及び拡充を図ること。